

# 香川高等専門学校高松キャンパス職業紹介業務運営規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

(前文)

**第 1 条** 香川高等専門学校長（以下「校長」という。）は、教育上の考慮と学校の特殊性にかんがみ、職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づき香川高等専門学校高松キャンパス（以下「本校」という。）に在学する学生、本校を卒業し、又は退学した者（以下「学生等」という。）に対し、無料で職業紹介の業務を行うものとする。

(求人)

**第 2 条** 校長は、求人の申し込みを受理するに際し、その内容が法令に違反するとき、または賃金、労働条件のほか、本校の教育課程等にかんがみ著しく不適當であると認めるときは、その申し込みを受理しないことがある。

2 電話、郵便あるいは本校に出向く等により、求人の申し込みを受けた場合は、求人票に業務の内容、賃金、労働条件等を記入する。

3 求人の申し込みがあつた場合は、求人者に対し求職者の従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件等の明示を求め、必要に応じ求職者にこれらのことを口頭または掲示等の方法により明示するものとする。

(求職)

**第 3 条** 校長は、本校の学生等から求職の申し込みがあつた場合は、これを受理し登録するが、その求職の内容が法令に違反するもの、あるいは本校の教育課程等にかんがみ著しく不適當であると認められるときは、これを受理しないことがある。

(紹介)

**第 4 条** 校長は、求職者に対しては、その者の履修した教育課程、その者の能力等に適合した職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように務めるものとする。

2 労働争議中の工場、事業場等または閉鎖中の作業所等に対しては、原則として求職者の紹介を一時中止する。

(その他秘密の厳守)

**第 5 条** 本校の職業紹介業務の取扱者は、求人並びに求職について、求人者および求職者、その他の者から知り得た個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

**附 則**

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。